

諮問日：平成29年5月18日（平成29年度（最情）諮問第19号）

答申日：平成29年9月11日（平成29年度（最情）答申第29号）

件名：司法修習予定者から回収したアンケート用紙の回答内容を取りまとめた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁が69期司法修習予定者から回収した、民事裁判アンケート用紙及び刑事裁判アンケート用紙の回答内容を取りまとめた文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年4月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

アンケートを実施した以上、その回答内容を取りまとめた文書を当然に作成しているといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法修習予定者に対してアンケートを実施する目的は、導入修習の実施にあたって、司法修習生採用選考申込者の法科大学院における民事実務及び刑事実務の基礎科目の履修状況等を把握することにあるから、各組の担当教官において担当組分の状況を把握すれば足り、回答内容を取りまとめる必要はない。そのため、司法研修所事務局では、郵送されたアンケート用紙を組別に分けて、

各組の担当教官に担当組分のアンケート用紙を速やかに引き渡しており、回答内容を取りまとめる作業は行っていない。また、民事裁判教官室及び刑事裁判教官室においても、回答内容を取りまとめる作業は行っていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年5月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月30日 審議
- ④ 同年9月8日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果、69期司法修習予定者に対して実施されたアンケートは、法科大学院における民事実務及び刑事実務の基礎科目の履修状況等について回答を求めるものであったと認められる。そうすると、当該アンケートの目的を達するためには、各組の担当教官において担当組分の状況を把握すれば足り、回答内容を取りまとめる必要はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人